

林道の目的と効果

【林道とは】

林道は、木材生産や森林管理とった林業活動のための道路で、未舗装で幅員 4 m 程度のもものが多く整備されています。

県内の林道は、国有林を除き、大部分は市町村が管理していますが、市町村道ではありません。林道と市町村道は、それぞれ目的と根拠となる法律が異なるのです。

	林道	市町村道
根拠となる法律	森林法	道路法
法律の目的	第一条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、 <u>森林の保続培養と森林生産力の増進とを</u> 図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。	第一条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて <u>交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進すること</u> を目的とする。

【林道の目的】

岩手県の森林面積は、広大な県土の約 77% を占め、資源的な蓄積は進んでいるものの、奥羽山脈や北上山地といった急峻な立地条件から、木材の生産や輸送面で大きなハンデを背負っています。

林道は、伐採木の輸送効率を高めるだけでなく、高性能林業機械による低コストかつ集約的な林業を実現し、県産木材の市場競争力を高めるねらいもあります。

また、林道は恒久的な施設であるため、生育に長期間を要する森林を適切に管理するうえで欠くことのできない施設です。

林道整備による林業収益性の向上は、伐採跡地への造林や間伐などの森林管理といった再投資につながり、水源のかん養や生物多様性の保全、地球温暖化の防止など、森林の有する公益的機能をもたらすこととなります。

【なぜ今林道なのか？】

県内の私有林の約 42% に相当する約 32 万 4 千 ha は人工林であり、そのうち約 62% が 50 年生を超え、本格的な利用期を迎えています。(令和 3 年度末)

また、国では、令和 32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする 2050 年カーボンニュートラルの実現を目指しています。

路網は、間伐や再造林等の施業を効率的に行うとともに、木材を安定的に供給するために重要な生産基盤であり、幹線となる林道の整備を進めていくことが不可欠です。

【写真で見る林道の効果】 ※イメージです

			
資源の蓄積が進む一方で森林へのアクセス路が不足する森林	木材の生産及び流通の効率化を図り、適切な森林管理に資するため、林道を整備	効率化、集約化により木材生産コスト、輸送コストなどが削減	林業収益性が改善され、林道沿線で林業が活性化。 ⇒地域経済に持続的効果をもたらす